

令和 5 年 10 月 11 日(水)全段連『段ボールセミナー23』における西段工安全衛生委員会研究発表の一部修正訂正の件

パワーポイント（PPT）発表内容 6 ページの最初の★印：高年齢者雇用確保措置 2025 年：65 歳定年義務化の箇所ですが、正しくは、

65 歳までの「高年齢者雇用確保措置」・・・定年年齢を 65 歳未満としている事業主は、次の①から③の措置（高年齢者雇用確保措置）のいずれかの実施義務がある。

- ①65 歳まで定年年齢を引き上げ
- ②希望者全員を対象とする、65 歳までの継続雇用制度を導入
- ③定年制の廃止

高年齢者雇用安定法第 9 条は、高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、定年年齢を 65 歳未満としている事業主に、高年齢雇用確保措置として、①から③のうちいずれかの措置の実施を義務づけている。

結果、PPT6 ページについて下記に修正訂正いたします。この修正訂正内容を西段工ホームページにアップします。

【高年齢者雇用確保措置 2025 年：65 歳定年義務化】 ⇒ 【高年齢者雇用確保措置 2025 年：65 歳雇用確保措置義務化】